

北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策 に関する説明会

日 時 平成25年5月22日(水)13:30～
場 所 帯広市 十勝農業共済組合会議室

(1)開 会

○司会(農政部畜産振興課):

「北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する説明会」を開催したいと思います。
私、本日の進行を務めさせていただきます北海道農政部の小田と申します。よろしくお
願いします。

それでは、開会に当たりまして北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げ
ます。

○多田食の安全推進局長(道農政部):

私、道の農政部でBSE対策を担当しています食の安全推進局長の多田と申します。北
海道におけるBSE対策に関する説明会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げま
す。

本日はお忙しい中をこの説明会に出席いただきましたことに、心からお礼を申し上げま
す。既に皆さんには、ご承知のとおりBSE対策について、平成13年の9月に国内で初め
ての発生以降、これまで飼料規制あるいはと畜場におけますSRMの除去、あるいは検査、
さらにはトレーサビリティなどの取り組みを関係者が一丸となって取り進めてきたところ
です。そうした対策の効果があって、国内では平成21年の1月を最後にBSEの発生はあ
りません。また、今月末にも国際獣疫事務局、OIEからBSE清浄国としての承認も得
られる見通しです。

こうした中で国は現在、BSE対策の見直しを行っています、と畜牛の検査対象月齢を
30か月超から48か月超に引き上げることにしているところです。また、私
ども道としても昨年の10月に、と畜牛のBSE検査のあり方について知事の附属機関であ
ります、北海道食の安全・安心委員会に検討を依頼しています。その委員会では、牛肉の
生産、流通、消費あるいは獣医学の専門家による専門部会を設けていただき、そこで検討
が重ねられまして、先月の24日に委員会として「北海道が行うBSE検査のあり方につ
いての提言」を取りまとめたいただいたところです。

今日の説明会は、後ほど説明しますが、その提言の中にもありますが、道民の方々に丁
寧な説明をして理解を深めていただくという趣旨で開催するものです。また、あわせて食
品安全委員会事務局の前田評価調整官、厚生労働省の温井係長にご出席をいただいて、B
SE対策の見直しや食品健康影響評価について説明をしていただくこととしています。

私ども、こういう説明会を開催しますと、どうしても正確にお伝えしたいことから難し
い言葉を使ってしまうことから、参加者の皆さんからわかりづらいというようなご意見あ
るいはご指摘も時にはいただくところです。今日はできるだけわかりやすい説明を心がけ
ていますので、短い時間ではありますがどうぞよろしくお願い致します。

○司会(農政部畜産振興課):

それでは、ここで本日の進行についてご説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料の中で、本日の説明会の次第をご覧いただきた
いと思います。

この後、次第(2)の三つの演題について順を追って説明をさせていただきますが、先ず
初めに、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が

行う B S E 検査のあり方についての提言」について、北海道農政部家畜衛生担当課長の奥田よりご説明させていただきます。

続きまして、(2)の3番目のポツになります。「牛海綿状脳症(B S E)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要」と題しまして、内閣府食品安全委員会事務局の前田評価調整官よりご説明させていただきます。

最後は、2番目のポツになります。「牛海綿状脳症(B S E)検査の見直しについて」というタイトルで、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の温井乳肉安全係長よりご説明させていただきます。

それとあわせてお願いですが、説明の後、それぞれの項目ごとに皆様からのご質問等をお受けいたしたいと思えます。質問をされる方については、事前に市町村、所属、氏名等をはっきり述べていただきまして、それから質問に移っていただきたいと思えますので、よろしくご協力をお願いします。

また、お席に「北海道における牛海綿状脳症対策の説明会」というアンケート用紙を配付させていただいていると思えますが、大変申し訳ありません、説明をお聞きになって皆様のお考えなどについてアンケートにご記入、ご協力をお願いします。アンケート用紙については、出口に回収ボックスを置いてありますので、ご面倒をおかけしますがそちらまでよろしくをお願いします。

あと、携帯電話等マナーモードのほうをご協力をお願いします。

それと、マスコミさん等におかれましては、ご説明のときにプロジェクターで映写しますので、フロアの皆様の視界等について配慮をお願いします。

(2)説 明

○司会(農政部畜産振興課):

まず、北海道農政部畜産振興課家畜衛生担当課長の奥田より説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

家畜衛生担当課長の奥田と申します。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。私からは、北海道における B S E 対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行う B S E 検査のあり方についての提言」についてご説明させていただきます。

(スライド1、2)

まず B S E についての基本的なことですが、B S E は牛の病気の一つです。原因としては、B S E プリオンと呼ばれます異常プリオンたん白質がこれを食べることによって牛の脳に蓄積していき、脳の組織がスポンジ状になって最終的には死んでしまうという病気です。

この病気が牛の間で広まりましたのはイギリスが初発ですが、B S E に感染した牛を原料とした肉骨粉あるいは牛由来のたん白質を飼料として使い食べさせたことが原因と言われています。

非常に問題になったヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、v C J D については、

BSE異常プリオンたん白質を人が食べたことが原因と考えられています。

(スライド3)

クロイツフェルト・ヤコブ病についてご説明しますと、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病というのはヒトのプリオン病の一つです。ヒトのプリオン病というのは幾つかありますが、一番多いのが孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病で、ヒトのプリオン病の77%を占めています。これは高齢の方が突然発病する病気であって、ごく自然に普通に起こる病気と言われています。100万人に1人がかかると言われており、日本でも毎年200名位の方が発病しています。

この変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、vCJDは、これまで30年位たっており世界で220人ほどが発病していますが、日本では感染した事例はありません。1人発病された方がいますが、これはイギリスで暮らしたことがある方で、日本でBSEが発生した当時に発病されていた方です。BSEと同様vCJDについても世界でほとんど発生がなくなってきました。

(スライド4)

BSE対策の経過についてご説明します。

平成13年9月、日本で初めて千葉県でBSEが発生しました。遅れまして北海道でも猿払村で11月に発生が見られています。そこで、翌10月以降には対策が行われました。飼料規制、と畜牛のSRM除去・全頭検査、死亡牛検査、個体識別制度などのBSE対策が開始されたところです。

その後、平成17年8月には、省令改正で国が検査対象月齢を21か月齢超に引き上げたところです。そこで、経過措置として国費補助は継続いたしまして、最終的に平成20年の7月には全面的に国費補助が打ち切られたところですが、この当時はBSEも発生していましたし、と畜場では脊髄をつけたままの背割りを行っていたこともありまして、非常に不安があることで全国の自治体では検査継続の要請活動が活発でありまして、その後も全頭検査を全国的に継続しているところです。

平成21年の1月が最終的なBSEの発生でありました。同じ年の3月までにはと畜場の中がかなりきれいになりました。ピッシングもなくなったことで、平成21年5月にはOIE総会で日本が「管理されたリスク」の国に認定されました。

そして、今年の4月には改めてまた見直しで検査対象月齢を30か月齢超に引き上げていますが、それに引き続きましてさらなる月齢の引き上げが検討されており、今年の7月には48か月齢超に引き上げることが進められているところです。

そして、今月の末、来週になりましょうか、OIE総会で日本がBSEの「リスクを無視できる国」、いわゆる清浄国に認定される見込みとなっています。

(スライド5)

これまでのBSE対策のポイントですが、最も重要なことは飼料規制です。世界的にも厳格な飼料規制を行ったことから発生が激減しています。1992年には最大の3万7,000頭の発生があったものが、昨年には21頭と世界的にも激減している状況です。

そして、2番目に重要なのがSRMの除去、牛に対する規制が飼料規制であれば、人に対する規制がSRM、と畜場におけます危険部位の除去です。BSEについては検査をすれば安全と思われませんが、検査だけでは解らない、若い牛では感染したものでも検査が陰

性になることがあります。このようなことからSRMの除去が非常に重要な対策と言えます。

次がBSE検査ですが、これは、と畜健康牛の検査もありますが、死亡した24か月齢以上の牛の検査やそれより若い牛であっても臨床的に異常のある神経症状のある牛について検査を行っています。

それから個体識別制度。これについてはBSE発生に伴って日本に定着したシステムですが、これによって産地偽装といったことを防ぐことができるようになりました。

(スライド6)

肉骨粉については、牛などの家畜をと畜する際の残渣や死体を材料として、油脂や水分を除いた後に粉末状にしたものです。過去には飼料や肥料として利用されたものです。

現在、牛など反すう動物由来の肉骨粉については使用が禁止されており、焼却されています。輸入も禁止されており、これをいわゆる飼料規制と申します。

(スライド7)

飼料監視・検査について記載しています。

肉骨粉については輸入が禁止されています、港では動物検疫所が輸入原料の監視・指導を行っています。肉骨粉は禁止されていながらも紛れてくる可能性もあることから、ほかの輸入飼料作物、原料や国内産も含めまして農林水産消費安全技術センターで安全検査・指導をしています。

国内あるいは道内については、業者が配合・混合飼料を作る工場や農場について立ち入り検査・指導を行っています。北海道農政事務所や北海道の振興局が立ち入りしまして、年間200検体ほど飼料を収去いたしまして、新得にあります畜産試験場で牛由来たん白質がないかどうかPCR法を使って検査を行っています。

(スライド8)

これは、特定危険部位についての図です。

これは牛の絵ですけど、BSEプリオンを牛が食べますと、まず扁桃あるいは回腸といったところにBSEプリオンが定着します。その後、神経を上行して脊髄を経由して、最終的には脳に溜まっていくことです。高齢なもの、あるいは実験感染によれば脳に62.5%、約63%、一番溜まる状況になっています。このようなことから高齢な牛については、全月齢このような危険部位を除去する対象としています。ただ、若い牛については扁桃あるいは回腸遠位部にしか定着がないことが実験感染で解っています、本年4月からは30か月齢超の牛についてはこの2カ所がSRMとして除去の対象となっています。

(スライド9)

これはBSE検査についての図です。

BSE検査については、脳のつけ根の延髄を採材して検査をしています。生きた牛では検査はできません。死亡した牛について採材しています、ここに異常プリオンたん白質が一定以上溜まっているかどうか検査をします。4時間ほどかかりますが、これが溜まっていれば陽性になることです、よく間違われるのは、検査をすれば全て安全と言われますが、実際のところは感染して間もない若い牛については陽性になることはありません。したがって検査で陰性だから安全とは言えない訳で、少なくともプリオンが溜まっていないかどうかの検査です。

(スライド10)

次は、道内のと畜牛のBSE検査体制についての図です。

道内では、中核市の函館と旭川を除き、道の所管が10カ所、中核市が2カ所で、計12カ所のと畜場で牛の検査を行っています。保健所あるいは食肉衛生検査所で実施しています、と畜場に隣接した施設で検査を行っており、年間約22万頭の検査を行っています。全国120万頭の2割程度が北海道になっています。

(スライド11)

死亡牛のBSE検査体制ですが、24か月齢以上の死亡牛については道内7カ所で採材を行っています。年間約5万頭を検査しています、全国では約10万頭ですので半分を北海道で行っています。このほか、24か月齢未満でありましても臨床的に異常のある神経症状のあるものについては、家畜保健衛生所で検査を行っています。

(スライド12)

これは、BSE対策の実施状況全体像を図示したものです。

左上は輸入ですが、まず飼料規制、肉骨粉については輸入が禁止されています、生きた牛についてもBSE発生国からは輸入が禁止されています。実際は生きた牛は現在は入っておりませんが、肉については発生国からは輸入停止となっていますが、最近では世界的にも管理が進んできています緩和傾向にあります。

国内については赤い輪になりますが、まず農場を中心とします左から来る飼料規制、下に出ていく死亡牛検査、右に行きます食肉のSRM除去やBSE検査が行われています。そして焼却施設ですが、こちらではと畜残渣や死亡牛、このようなものを焼却しています、これらの総合的なBSE対策が効果を発揮しましてBSEの撲滅に寄与しているところです。ただ、清浄性を維持する上で最も重要なのは飼料規制と言えます。

(スライド13)

これは、世界的なBSE発生件数の推移です。

これまでBSEは世界的に19万頭程度発生していますが、ピークであった1992年は3万7,000頭以上いましたけれども、昨年には21頭まで減少しているところです。発祥と言われる英国についてはピークの1992年には3万7,280頭と、そのほとんどが英国での発生でありました。英国ではこれまで18万頭以上の発生がありますが、昨年は3頭と発生が激減しています。

(スライド14)

これは、日本のBSE検査陽性牛の出生年分布です。

日本では、これまで36頭の発生がありました。生まれた時期は違うのですが、このうち25頭が北海道です。そこで、発生があった平成13年に飼料規制が行われまして、過去11年以上感染がなかったことが確認されています。そういったことから今月の末、来週でしようけれども、OIE総会で日本はBSEのリスクを無視できる、いわゆる清浄国として承認される予定となっています。

(スライド15)

ただいま説明しました対策や発生状況などを勘案しまして、道は昨年の秋、10月ですが、国がBSE対策の見直しを検討していること、また、来週にも日本が清浄国に認定されることを想定いたしまして、自主的に行っている全頭検査のあり方について有識者の検討を

いただきました。知事の附属機関です、北海道食の安全・安心委員会に検討を依頼しましたところ、BSEの専門的な知識を持った方の議論が必要でありましょうということでBSE専門部会を立ち上げました。構成メンバーは生産者団体の代表、流通・加工団体の代表、消費者団体の代表、BSE学術専門家で、これまで3回議論をいただいたところです。(スライド16)

第1回BSE専門部会は昨年11月に開催されたところです。大きなテーマとしては、それまで北海道が行ってきたBSE検査などの取り組みに対する意見ということで議論いただいたところです。

道から、ターニングポイントといいますか、大事な時期の状況についてご説明しました。

平成13年9月、BSEが国内で初めて発生した当時ですが、牛の肉骨粉が流通していた、月齢は全くわからなかった、と畜場のSRM管理が不適切であったというような状況がありまして、緊急措置として全頭検査、そして検査を行っていない国産牛肉の買い上げと焼却処分という対策がとられたところです。

平成20年4月、20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時ですが、この当時は飼料規制は既に実施されたいました。トレーサビリティ制度も実施されていましたが、対策実施前に生まれた牛にBSEの発生があったこと、実験感染のデータの蓄積もまだ少ないこと、と畜場のSRM管理が不十分といった不安要素が全国的にもありまして、全頭検査の継続要請活動が日本国中で活発であったことです。

平成21年5月、OIE総会で「管理されたリスク」の国に認定された当時ですが、この当時は国内でBSEの発生は既になく、と畜場のSRM管理は適切であった。このような状況でありましたけれど、政権交代もありまして見直し議論が深まらなかったところです。(スライド17)

このような意見を踏まえて専門委員からのご意見ですが、飼料規制、SRM除去、トレーサビリティ制度など総合的な対策により全国的にリスク管理はしっかりと行われている。検査ばかりではなく、飼料規制、SRM除去が大事であるという正しい知識を道民に対して広める努力をすべきであるといったご意見をいただきました。

(スライド18)

続きまして、今年の2月に第2回BSE専門部会を開催いたしまして、この際には、一番BSEが発生して日本が手本としましたEU、欧州連合におけるBSE対策に対する意見をいただきました。

説明の中では、ここには書いてありませんけれども、EUではかなりばらばらに取り組みが行われていたのですが、2001年、平成13年に日本で初めてBSEが発生した年ですが、欧州委員会は、BSEだけでなく羊のスクレイピーもありまして、これらを含めた反すう動物のプリオン病に対して欧州全体の統一的な取り組みが必要であるとして、「伝達性海綿状脳症の防疫、管理、撲滅に関する規則」、TSE規則というものを制定しました。

2005年には、欧州全体でのBSE対策への取り組みの結果、陽性牛は非常に減少していたこともありまして、欧州委員会は清浄化の進行に合わせたリスク管理のあり方を検討し、BSE対策の見直しの方向性を示す「TSE指針(ロードマップ)」を公表しています。これは、要するに強化するとか緩めるとか、そういったことを検証をもとに示している指針です。これは5年先を見越した指針であり、2010年には「第二次ロードマップ」を公表し

ています。

これは検査だけではなく、いろいろな対策について決めるとしているのですが、検査については、BSE検査対象月齢は、欧州食品安全委員会(EFSA)が実験感染も含めましてリスク評価を行って、それをもとに決定しています。

で、2012年10月、昨年10月に出されたデータでは、新たに参加したブルガリア、ルーマニアを除くEU加盟25か国については健康と畜牛の検査を廃止することが可能であるという見解を示しています。

(スライド19)

このような説明を踏まえまして専門委員からのご意見ですが、世界的にBSEのリスクが低下しているのは間違いないが、日本は管理措置の見直しになかなか踏み出せないでいるという、抽象的な見解をいただいたところです。

(スライド20)

第3回BSE専門部会は4月24日に開催されましたけれども、検討事項①です。

1点目は、非定型BSEに対する意見です。非定型BSEに対して非常に不安感があるというご意見を踏まえまして、動物衛生研究所のプリオン病研究センターから資料をいただきまして、それに基づいて説明させていただきました。

説明事項としては、非定型BSEは世界で約70例発生している。従来型のBSEの発生総数は19万例以上あるのですが、それに比べると極めて少ないものである。

非定型BSEはほとんどが8歳を超える牛でありまして、人でも毎年200人位自然発生する孤発性の可能性が高いとされています。

国内で非定型BSEが2例発生しています、このうち1例は23か月齢と若い牛でありましたが、これについては病変が全くなく、伝達試験も陰性でありました。結果的に、これは蓄積量が非常に少なかったのか、あるいは感染性がないのか、その辺は判明しませんでした。この当時、21か月齢で従来型のBSEも発生していますので飼料との関連性も指摘されていました。

最終的には指摘事項として、非定型BSE対策として、飼料規制の継続、高齢牛の検査が必要であることが指摘されたところです。

(スライド21)

このような説明に対しまして専門委員からの意見ですが、プリオン病の研究は今後とも継続・推進することが必要である。非定型BSEについては、不明な点があるものの、定型BSEの対策を適切に行うことが非定型BSEのリスク管理にも有効であるというご意見をいただきました。

(スライド22)

検討事項②ですが、4月に道が行いましたアンケート結果を説明させていただきました。

4月現在ですけれど都府県に対するBSEの方針に関するアンケート結果で、牛のと畜を実施している43都府県の方針について確認しましたところ、全頭検査を止める方向で検討中が40、未定が3となっています。ただ、この数字については、その後この未定の数が少しこちらのほうに来ているようには聞いています。

流通業界に対する「と畜場におけるBSE検査に関する意識調査」の結果です。全国及び関東圏に展開する大手スーパーマーケットに照会し、回答があったのは34社です。日本

がと畜場における検査対象月齢を科学的根拠に基づき世界基準に合わせていくことについて、79.4%が理解すると回答しています。

(スライド23)

これに対する専門委員からの意見ですが、BSE対策の一部を見直したとしても、科学的に必要と判断される安全に係る対策は今後も継続されることについて、わかりやすい説明や丁寧な周知が必要であるというご指摘をいただいたところです。

(スライド24)

4月24日のBSE専門部会に引き続き開催されました北海道食の安全・安心委員会で取りまとめた「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」です。専門部会で取りまとめられた提言案をもとに修文されたものです。左が本文、右が参考文献です。

(スライド25)

これを拡大しますと、上・中段については提言に至るまでの背景について記載されています。あえて読み上げませんが、世界的にBSEが減っている、国内でも11年以上新たな発生がない。非定型BSEについて不安視する声があるけれども、飼料規制の徹底と感染リスクの高い高齢牛の検査によりリスクは極めて低く抑えることができると考えられることを踏まえて、以上の点を総合的に考慮すると、以下に記載する付帯事項の遵守を前提として、と畜場におけるBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められないという内容となっています。

(スライド26)

付帯事項ですが、1点目が、全国同一のリスク管理に取り組むこと。

2点目は、BSE対策の有効性について、道民だけでなく広く全国の消費者に対しても丁寧な説明を行うこと。

3点目として、安全にかかわる新たな問題が確認された場合については国への対応を求めること。

4点目として、国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方、いわゆるロードマップについて、作成して説明する。

5番目として、非定型BSEを含めた調査研究を推進すること。

以上の5点が付帯事項とされたところです。

以上です。

○司会(農政部畜産振興課):

ただいまの説明に関しましてフロアの皆様からご質問等をお受けしますが、ご質問のある方は、先ほどご案内させていただきましたとおり、挙手の上、市町村、所属、氏名等を述べていただいてから質問をお願いします。

それでは、どなたかご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

お手元の資料の何ページのここがよくわからなかったとか、ささいな観点でも結構ですので、せっかくの機会ですのでご質問等いただければと思います。いかがでしょうか。

○質問者A:

専門部会の中で、生産者団体とか流通・加工団体、消費者団体等の皆さんがお集まりの中で、我々は生産者側で仕事をしていますのでなかなか流通以降の皆さんの声が、不安がどうなるのかという部分を聞くことは少ないので、この専門部会の中で特に消費者の方か

らこんな質問があったとか、不安なのだという部分はかなりあったのか、なかったのかも含めて教えていただければありがたいと思います。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

専門部会の中では、やはり非定型というのがすごく気になっておられまして、非定型に対する知見が足りないのじゃないかといったようなことがありました。

そこで、実際、非定型に対する情報発信が非常に少なく、それで専門的にやっている動物衛生研究所に実際に札幌で講習会を実施してもらったり、そういったものに参加していただいて、必要な資料もいただいて再度説明しましたが、実際のところ、ここには載せていませんが、非定型BSEを実験感染していきますと定型といって従来型に変わっていくというデータがあります。非定型、いわゆる孤発性として突然ぼーんと出たものが肉骨粉になって、それを食べることによって定型に変わっていった可能性は否定できないと言われています。したがって非定型についての不安感については、先ほども言いましたけれども飼料規制をしっかりとやる。それから、実験感染も実施してまして、非定型も定型も同じようなプリオンの考え方をやる。そういったところのデータも示されまして、要するに定型BSEに対する対策をしっかりとやることが重要だという結論が出ました。

そこで、最終的には、若い牛で検査をしてもプラスにはならないことは理解いただいて、検査は必要ですが、若い牛を検査しても全く解らない。感染していても陰性で、検査で陰性だから安全だと思われることのほうが危ないことについては理解をした上で、若い牛はある程度は実施してほしいという要望はありましたが、全頭については必要ないことは了解を得たところです。

そこで、専門部会の後の食の安全・安心委員会でもやはりそういった質問がありまして、消費者の方は不安になる方がいるけれども、不安の根っこが、それは何を実施しても不安だというのは一致したところで、少なくとも検査で陰性だから安全だと思われるのは間違っているというのは了解を得たところです。ただ、検査をしている地域としていない地域があると、検査をしていない地域については不安の種になることで、全国一律の取り組みが大事ということは出されたところです。

よろしいですか。

○質問者A:

ありがとうございました。

○司会(農政部畜産振興課):

ほかに、どなたでも結構ですので何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○質問者B:

何点か疑問な点がありますのでお伺いしたいと思います。

先ほどの方も質問されましたが、BSEの専門部会、道の部会の中に消費者団体も参加をしていて、その消費者団体等の意見の集約の中では全頭検査を維持してほしいという主張であった訳です。それはなぜなのかというのは、先ほども説明がありましたように、専門的な見地からいけば若い牛については当然、検査をしても出ません。ということはわかっていて全頭検査を実施してきていますので、そうした中で、科学的には安全だとされたことと、消費者が安心をすることに温度差があることなのです。ですから、これまでも産

地間競争のこともあって全頭検査を継続するという方針をとってきた。現状では清浄国と
いって、発症事例も少ないことが一つの根拠になっていますが、それだけで消費者が安心
できるかどうかというところで今回のことでの丁寧な説明が必要だと。で、消費者に納得
していただく説明をしていくことが必要だというふうに感じます。そういうことで行われ
ているのだと思いますが、専門的に安全であることと、消費者が安心できることの間に落
差があって、それをどう縮めていくのかは、幾ら専門的、科学的な知見でお話をされても
なかなか難しいところがあるのですね。ここをどう間を縮めていくのかが一つです。

それから、もう一つ。牛が食べる飼料については規制をされていますが、草地等にまく
肥料ですね、ここの肉骨粉由来のものが今後とも規制をきちんされていくのかどうか非
常に大事なところだと思うのです。回り回って牛の口に入ること、もともと肉骨粉から牛
由来のたん白質を牛が食べたことによって発症することですから、当然そのことについて
は今後ともきちんとした監視やそういうことが行われていくのでしょうねということす。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

この全頭検査の件についてはちょっと疑問がありまして、北海道消費者協会の委員から
意見はあったのですが、最終的には不安というのはゼロリスクに至る訳で、どこまで行っ
ても不安はあることから、平行線はあったのですが、100人聞いたら30人位の方は不安だ
と絶対おっしゃるところがあって、たとえ全頭検査を実施しても不安だとおっしゃると
ころと考えます。

そこで、先ほども説明しましたが、要するに検査を実施してもプラスにならないものを
実施して、全くそれは万全ではないです。過去に36頭BSEが出ていますが、実際のところ
は100頭以上感染牛がいただろうと言われていています。それでも検査をしたと。やれるこ
とを全部やった上で検査も実施して、今はきれいになっていると言いますが、今、感染牛
はいないと思いますが、ここまで来た。だから、清浄国になった時点で切りかえないとい
けないだろうというのが全体的な流れです。

一番大事なことは飼料規制とSRMの除去。フグと同じで、フグの毒があるかどうかの
検査をするなりしっかりときれいに除去してもらおう。それがちゃんと行われているかどう
か点検する。これが一番大事だと。清浄国になったらそこに切りかえていかないとまずい
だろうといったところで、最終的な落としどころにはなったのです。そこで、検査は実施
しますが、若い牛については要するに検査を実施してもやらなくても解らないから検査は
しない。しかし、飼料規制とSRM除去についてはこれまで以上にしっかりと監視をして
いくことが重要だろうということで、そういうところをいかに評価していくか。我々はそ
こについて今考えているところです。

このようところがまず1点。

それから、肉骨粉が肥料になったらどうなるかです。少なくとも牛の口に入れないため
にはどういったやり方があるか。これについても検討しています、例えば化学肥料を加え
て牛が食べられないものにする。色をつけたりする。このようなこともありますし、ある
いは牧草地とか採草地にはまかせない。このような対策があるかもしれないといったと
ころについて今議論している最中です。肥料についてはまだ改定はされておりませんけれ
ども、一応、食品安全委員会では使えるといったような答申は出されたところですが、これ

から農水省のほうでどう実施していくのか考えていくのか検討するのでしょうかけれども、少なくとも使える場合については牛の口に入れないといったような対策は必要かとは思っています。それは、これから何らかのことは考えていく前提で、全頭検査のあり方についても多少は触れて議論をしていただいています。そこで、これから何らかの指針を示していきたいとは思っています。

よろしいですか。

○質問者B:

ありがとうございます。

○司会(農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

そのほかご意見、ご質問等ありますでしょうか。

それでは、3演題が終わりました後、最後にまたトータルで皆様からご質問等をお受けしますので、1演題目はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

では、演題の2番目になります。「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要」について、内閣府食品安全委員会事務局の前田評価調整官よろしくお願ひします。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

ただいまご紹介にあずかりました内閣府食品安全委員会事務局評価課の前田と申します。本日は北海道におけるBSE対策に関する説明会にお招きいただき、このような説明の機会を設けさせていただきまして、北海道の皆様方には本当に感謝申し上げます。私からは今回の評価についての説明をさせていただきます。

(スライド1、2)

まずリスク分析の考え方ですが、今回私がお説明するのはリスク評価という内容の部分です。科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品の中に含まれるハザードについて、食べても安全かどうか調べて決めていくという評価を行っています。そして、後ほど厚生労働省の温井係長から説明されるのはリスク管理措置ということで、食べても安全なようにルールを決めて、その監視をするという、このリスク評価とリスク管理というものが平成15年から分離されて、そしてそれぞれ、食品安全委員会がリスク評価を担い、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等がリスク管理を行うという考え方がこの10年間続いたところで、食品安全委員会なりリスク管理機関と一緒にリスクコミュニケーションを実施していこうというふうな考え方になっているところです。

(スライド3)

平成23年12月に厚生労働省からBSE対策の見直しについて評価要請がありました。そして、その内容が大きく3点あります。

一つは国内措置として、検査対象月齢を20か月齢超から30か月齢超に上げたときのリスクの比較。そしてSRMについて、その頭部と脊髄、脊柱の30か月齢未満をSRMから外すことのリスク評価。

そして国境措置について、アメリカ、カナダについては20か月齢未満の肉全体の牛の輸入を認めていたのですが、それを30か月齢未満まで広げてもいいか。フランス、オランダについてはそれまで輸入禁止だったのですが、30か月齢未満のフランス、オランダの牛を

輸入してもいいかどうかの評価要請と、それぞれ4か国のSRMの範囲を変えてもいいかどうかというふうな内容でいます、この1から2については昨年の10月に既に評価結果を答申して、この4月から実行されているところです。

そして今回の評価ですが、3番の、上記1、2を終えた後に、国際的な基準を踏ま飼料らに月齢の規制閾値を引き上げた場合、すなわち検査月齢を引き上げた場合の評価です、それには国内の検査対象月齢と国境措置の月齢制限、両方が対象となったところですが、今回は、データが比較的そろっていてモデルケースとして検証をしたことで、国内の検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスクを比較していくことが評価対象です。

今回、評価書案についてパブリックコメントで91通いただきましたが、多くの方が、この国境措置の月齢制限を引き上げたのじゃないかや、SRMの月齢を引き上げたのじゃないかとか、そういったことについて誤解してご意見をいただく場合もありましたが、今回は国内の検査対象月齢だけを評価対象としたものです。

(スライド4)

国内措置の検査対象月齢の引き上げが今回の結論の内容です。

(スライド5)

評価の基本的な考え方です。こちらについては、今回、国内措置でモデル的にやりましたが、国境措置についても今後評価していくときに共通の考え方として国の専門調査会の先生方にご検討いただいたものです。

内容としましては、定型BSEの制御を基本として評価すること。そして、評価対象国におきまして定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかどうか。それを判断基準としたことです。評価対象国は5か国ですが、そのうち国内措置について先行して取りまとめを行ったところです。

(スライド6)

評価項目と評価手法です。

今日の話は、出生年月で見たBSE最終発生時と、先ほど局長の挨拶にもありましたが最終摘発が平成21年1月、2009年1月と言われていますが、生まれた年で見ますと、一番最終に生まれた牛でBSEが発生したのは平成14年1月、すなわち2002年1月です。今日の話は最終摘発のときではなくて、最後に摘発された一番遅生まれの牛は2002年1月ですよ。そういったことを中心に話をさせていただきますので、混乱しないようにしていただければと思います。

あと、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数。そして、BSE対策の実施状況で、海外からの侵入リスク、国内での増幅リスクや、そういうことがきちんと制御できるようになっているか。そういった遵守率も含めた検討を行ったことが大きな3点の評価項目です。

(スライド7)

そして評価の内容としましては、ある年月以降の出生コホートについて、BSEが発生する可能性が極めて低い水準になっているかどうか。そういったことをまず検討していただいたことと、極めて低いと判断された場合に、もうその検査月齢を青天井にしてしまって全く検査しなくてもいいのか。それとも、ある一定の月齢以下について一定期間検査を継続するという経過的措置が必要かどうか。このあたりのご議論が国の専門調査会では熱

心に行われたところでは。

(スライド7、8)

飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間ですが、EUにおいて1994年から1999年に生まれた牛がBSEに罹患した例数あるいは、イギリスを発端としまして多くのBSEの牛が発生したところですので、非常に症例数が多いことで、大体何年位になったらBSEとして摘発されるか。そういう摘発年齢の分布図がEUのデータでとれていることがあります。もう一つがフランスにおけるBSE感染牛の摘発年齢で、両方ありますが、EUの場合は満11歳になるまでに96.9%が摘発される。そしてフランスにおきましては95%値が10.6歳で、こちらもほぼ95%以上が11年位で摘発されるというデータが示されているところでは。

これをもとに、出生コホートにおけるBSE検出のイメージで、例えば2000年とか1996年に生まれた牛が、ずっと年をとって、と畜されたときにBSEが解るとした場合に、生まれてから11歳になるまでの間に95%以上の牛のBSEが摘発されると。少なくともこの間のいずれかで検出されることがわかってきたと。

出生コホートAというのは、非常にBSEに汚染されているコホートです。ですから逆に言いますと、これから何年もたった後の出生コホートで11年間一頭もBSE感染牛が摘発されないことになりまして、この出生コホートAの汚染状況は非常に低い訳です。そうすると、この11年の間に摘発されなければ、11年以降に出生コホートにBSEが発生する可能性はほとんどないというふうに判断されるというのがこのBSE検出のイメージでいます、このあたりの出生コホートでも、95%検出されることだったら残りの5%の危険性があるのじゃないかとか、EUでは97%が11歳までに摘発されることなので、その後の3%の危険性があるのじゃないかとか、そういったことでその少ない3%、5%を危惧するご意見があったのは事実ですが、出生コホートAと出生コホートBの感染状況は全く違うことで、100頭感染牛がいて、そのうち11年の間に95%が摘発されると。そうすると、その11年の間に全く摘発されないというのは、出生コホートBというのは出生コホートAに比べてもう比べものにならない位清浄化されていることを考えると、12年以降に検出されることはほとんど考えられないというのが今回の評価の大きな点です。というふうなことが1点目です。

(スライド9)

日本におけると畜時の年齢ですが、120か月齢以下でと畜される牛が95.8%で、日本の牛は先ほどの分布図と全然違いまして、30か月齢以下が70.3%、48か月齢以下が83.1%とか、かなり先ほどの図よりシフトはしているところですが、大体10歳以下でと畜されることです。

(スライド10)

飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間の三つ目ですが、いずれの場合も11年経過すればあるコホートにおいてほとんどの牛のBSE発生状況を確認することができる。ですから、日本においては1996年生まれのコホートと2000年生まれのコホートが割と発生が多いのですが、11年位たってその判断ができることです。で、豊富なデータに基づくEUにおけるBSE感染牛の摘発年齢分布の推定では11年で96.9%が検出されることで、BSEの発生が11年間確認されないことをもって清浄性が高いかどうか判断できることです。

そして、その起点はBSE感染牛の出生年月で見た最終発生時点。こちら、飼料規制を開始したときと最終発生するとき、どちらを見るかというご議論もあったところです。日本におきましては完全な飼料規制がスタートしましたのが2001年の10月、そして出生年月で見たBSE感染牛の最終が2002年1月で、そこに3か月間しか違いがありませんが、出生年月で見た最終発生を起点とすることがまとまったところです。

(スライド11)

こちらが出生コホートごとの検査による検証率です。

こちらのプリントアウトされているほうですと、ここの下の三角形のこちらが割と濃くなっていて、こちらが薄くなっているのがよく見えると思いますが、イメージとしましては、この線が一番最後の出生コホートです。ですから、これ以降に生まれた牛にはBSE発生がなくて、それが11年続いているという状況ですが、この辺が少し濃いのは、2002年1月よりちょっと後のところに、同じような飼料を食べていたりする可能性がありますので、もしかしたら感染の可能性はあるかもしれないのですが、2002年1月生まれが最終発生ですので、2002年の2月と3月と4月、この三つのコホートについては2013年の5月段階で11年たっていることです。その11年たったコホートは検証率が96.9%ですので、ここは95%を超えているので、11年たったので大丈夫だろうということが議論されてきたところです。

ただ、実際に2003年、2004年、2005年、2006年とたつにつれまして検証率は下がってくる。それだけのまだ生きていっている牛がいるので、死亡時に検査をしたら検証できていないものもあります。ですので、感染リスクは減少するのですが検査による検証率も低下していることで、どんどん白くなってきて感染している可能性はもっと減っているのですが、実際に検査で検証はされていないことがありましたので、経過措置が要るのではないかという議論になったところです。

(スライド12)

先ほどの評価項目で三つの大きな点がありましたが、BSE対策の実施状況で生体牛に対する対策とSRMや食肉に対する対策、それぞれ17項目について点検表で2から4段階で評価を実施したところです。

(スライド13)

そこで、ほとんどの項目が二重マルというのは評価書にも記載がありますが、生体牛としては、肉骨粉について発生国からの輸入禁止措置が取られているかどうか、哺乳動物由来の肉骨粉が飼料として使われていないか、レンダリング施設においても定期的な監視が行われているか、そしてOIE基準と同等以上のサーベイランスが行われているかどうか。

SRM及び食肉については、SRMの除去について食肉検査官による確認が全ての施設で実施されているか。SSOP、HACCPによる管理が導入されていて、重度な違反がないか。スタニング、ピッシングに対する規制措置が実施されているか。そういったことが評価対象となったところです。

一つだけマルになった項目がありました。こちらについては、レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率に関する項目ですが、飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入していた事例が1件だけあったことです。ただ、飼料として利用されることなく焼却され、フィードチェーン上流からの複数多段階の監視措置が有効に機能していると評価したとい

うものです。

日本においては、先ほど申しましたが2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降11年にわたりBSE感染牛は確認されていないことで、BSE発生を制御するための日本の飼料規制等が極めて有効に機能していることを示すものと考えられ、各段階における総合的なBSE対策の実施により、日本においてはBSEは制御できているものと判断されるとBSE対策の実施状況について判定されたところです。

(スライド14)

BSE対策の実施状況で、侵入リスク、増幅リスク、曝露リスク、この三つについても、侵入リスク、増幅リスクは極めて低いレベル、曝露リスクは無視できる程度の極めて低いレベルという評価が出されたことです。

(スライド15)

こちらがBSEの日本における発生の図です。この図もよく使われていてちょっとわかりづらいところがありますが、こちらは年、こちらは出生した年と摘発した年と両方の意味を兼ねています。

例えば、これは2002年1月生まれの牛ですが、摘発されたときには21か月だった。そこで、2003年に摘発されて、生まれが2002年の1月だったといったような見方をします。そうしますと、この辺の集団は1996年生まれ、この辺の集団が2000年生まれで、同じ出生コホートに大体のBSEの発症が確認されているところですが、この2002年1月に生まれた牛が最後ですので、2002年2月以降に生まれた牛にはBSE検査陽性牛は見つかっていない。そこで、最終摘発で見ますとこの牛になりますので、2009年1月ですが、この牛自身は2000年生まれですので、出生コホートで見ればこの牛よりも前になる。そういう見方をしまして、この対策におきまして飼料への肉骨粉の使用自粛が1996年4月、使用の法的禁止が2001年10月、最終発生の2002年1月で、飼料規制後に生まれた牛が1頭だけいますが、11年見つかっていないことは飼料規制等が極めて有効に機能していると判定されたところです。

(スライド16、17)

評価結果ですが、まず一つ目としまして、BSEプリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、飼料規制による増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における曝露リスク低減措置が適切に取られていることと、牛とヒトの種間バリア、BSEプリオンについての感受性の違いがあります。それで、日本においては牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病発症の可能性は極めて低いと。もちろんこの内臓については特定危険部位以外ですが、そういった評価がされたところです。

(スライド18)

評価結果の2番ですが、2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたってBSEの発生は確認されていないことと、BSE感染牛は満11歳になるまでに約97%、ほとんどが検出されることで、今後BSEが発生する可能性はほとんどないのが2点目です。

(スライド19)

ただ、経過措置の必要性で、11歳未満の出生コホートについては発生の確認のための

期間が十分とは言えないことで、当面の間、検証の継続が必要ではないかということになりました。

(スライド20)

では、この検証の継続というのはどういうふうにしていくかですが、10月の評価は厚生労働省の評価要請に伴って30か月にしていますが、それをさらに引き上げた場合で、食品安全委員会として、48か月超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できるという判断をしたことです。

(スライド21)

この48か月はなぜ出てきたかですが、次に四つの具体的な根拠を示しています。

一つ目が、発生確認最低月齢です。これは、評価対象国、日本、アメリカ、カナダ、フランス、オランダ、5か国の発生確認月齢が、一部の例外を除きましてBSE検査陽性牛は48か月齢以上だったことです。

そして、先ほどEUの棒グラフがありました。検査陽性牛のほとんど、96.9%が11歳になるまでに摘発されますけれども、4歳までのこの山が2%だけなのです。ですから、98%が48か月以上、ここが2%、ここが3%なので、ほとんどが48か月から11歳までの間に固まっているという、こちらを考慮したのが48か月の根拠の2点目です、ほとんどが48か月齢以上で検出されると推定されることです。

それと、昨年10月の評価でも用いました経口投与実験で、実験的にBSEに感染した牛の脳1グラムをほかの牛に食べさせた。そうすると、投与してから44か月目、大体4か月位の子牛に食べさせますので48か月齢以降に異常プリオンたん白質が検出されたことです。

そして潜伏期間の知見としまして、BSEプリオン摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという感染実験からの知見もあります。この1グラム経口投与というのは、イギリスでも非常に流行していたころは、大体1グラム程度ではないかということで、それに比べて日本の現在の流行状況はもっと低いと考えられますので、もしプリオンの曝露があったとしても潜伏期間は48か月より長くなるのではないかということ。

この四つの根拠から、48か月齢超の検査をすれば大丈夫ではないかということが示されているものです。

(スライド22)

あとは、2002年1月の最終発生以前の出生コホート、それから非定型BSEの見落としがあるかどうかですが、こちらについても48か月齢を超えているのは事実ですので検査対象になることと、非定型BSEもほとんどが8歳以上、一番若い牛でも感染性のあるものについては6.3歳ですので、8歳以上の高齢の牛で極めてまれに発生することですので、48か月、これは4歳ですから、4歳よりも上の牛を検査することでカバーできるというのが非定型BSE等への対応です。

こちらが先ほど少し申しました昨年10月の評価結果の内容ですが、今回の評価について二つの結論、BSEの発生は無視できることと、あとは、経過的措置で48か月齢超の検査をすれば大丈夫というふうな評価を行ったという内容です。

ちょっと長くなりましたが、私の説明は以上です。

○司会(農政部畜産振興課):

それでは、ただいまのご説明についてフロアからご質問等ありましたらお受けさせてい

いただきます。何かありますでしょうか。

このように食品安全委員会の担当官にお越しいただいて説明をしていただける機会は全国的に見ても非常に少ないと思います。ほんとに貴重な機会だと思いますので、資料の中、何でも結構です、この機会にご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

何でも構いませんが、ありませんか。

○質問者B:

お話の内容はよくわかります。そして、リスクのないものはないという前提ですから、リスクを評価していく上で影響がないというふうに判定されることは理解できるのですが、1頭間違えて発症することがあったとしても、消費者にとっては、その95%か97%はありませんが、残りのパーセンテージの中で、これがすり抜けて我々の口に入るようになったら、それは0.1%かもしれませんが、たとえ1頭であったとしても大きな問題になることですね。ここが、消費者に安心していただくために単なるリスクを評価して、そのパーセンテージが十分そうした問題、要するに当たらないことであればそれは解るのですが、ゼロリスクではないことですので、当然、その中をくぐり抜けて感染しているものが市場に出回る可能性が全くないとは言えない。特定危険部位を除去したとしても交雑を含めてそういう問題がある。

あわせて、これが海外から輸入される場合には、日本のようなきちんとした体制が取られているかどうかというところも不安の材料になるところですから、消費者に安心してもらうための消費者を納得させていくプロセスというのですか、いろんな情報を提供しながら、大丈夫だよということを実感していただけるプロセスのリスクコミュニケーションを継続してやっていく必要があるのかなと思っています。

意見ですけれど、以上です。

○司会(農政部畜産振興課):

いかがですか。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

私もこのようなリスクコミュニケーションの場で、科学的な根拠に基づいた安全というもの、一般の消費者の方々が不安に思わないための安心、それをより近くに近づけていく必要があると思っています。

先ほどのすり抜けの3%、5%問題についても、今回の国民の方々からのご意見・情報の募集でも寄せられたところですが、確かに95%以上の感染牛を検査するためには11年が必要だということと、11年のうちにほとんどの牛のBSE発生状況を確認するために、そのコホートについて11年間BSEプリオンの感染が検出されなければ、そのコホートからその後BSEが発生する可能性はほとんどないと判断したことで、この「ほとんど」ということもちょっとひっかかる方が多いというのは事実です、先ほどのBSEがコホートで発生している図と、陰性の結果がたくさん積みげられてきた図、あの図が一番、説明、ご指摘のところ、私どものできる最大の努力のところですが、もう少しわかりやすい形で今後ともリスクコミュニケーションに努めて安全と安心との差をどんどん詰めていきたいと思っていますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○司会(農政部畜産振興課):

それでは、前田調整官どうもありがとうございました。

質問等あれば、また後段のほうでよろしく申し上げます。

それでは最後のご説明になりますが、牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについて、厚生労働省監視安全課・温井係長よろしく申し上げます。

○温井乳肉安全係長(厚生労働省監視安全課):

ご紹介いただきました厚生労働省食品安全部監視安全課の温井と申します。私からは、これまで北海道が説明された内容、食品安全委員会の前田調整官が説明された内容と重複する部分がありますが、国のリスク管理者、厚生労働省として考えている方針をご説明します。

(スライド1、2)

BSE検査の見直しについてのご説明をします。

ここでの内容ですが、まずBSE対策の概要をお話しします。その次に、再評価の実施の経緯についてご説明します。で、食品安全委員会からの食品健康影響評価を踏まえた対応の案のご説明をします。最後にスケジュールのご説明をします。

(スライド3、4)

まず対策の概要ですが、これはご存じの部分が多いと思いますので簡単にご説明します。まず飼料規制がBSE対策の大前提となっていて、これを踏まえた対応を行った上で、各生産段階、と畜場、食肉販売の段階、それぞれの段階におけるBSE規制を行って食肉の安全性を確保しているのが現状です。

具体的には、まず大前提は肉骨粉禁止の飼料規制です。あとは、家畜保健衛生所が行っている死亡牛の検査があります。そこで、肉になると畜場の対策としては特定危険部位の除去・脊柱の規制を行っています、また、今からお話ししますBSE検査についての対策、これがBSE対策全般の概要になります。

(スライド5)

BSE対策の経緯ですが、私たちが行っているBSE対策は全般の見直しを行っていますので、1ページにまとめますと国内対策と輸入対策があります。今日お話しする内容は国内対策のうち一番左の検査対象を見ていただければいいと思います。

BSE検査は平成13年10月から全頭検査が国内では開始されて、平成17年8月に一度、食品安全委員会の中間取りまとめを踏まえまして21か月齢以上に検査対象月齢の引き上げを行いました。このときに、今回もそうですが検査現場の混乱、市場の混乱、そういったことを踏まえて、厚生労働省のほうではBSEスクリーニング検査を行うための検査キットの国庫補助を行っています、これの経過措置、3年間の期間をおいて実施してきた訳です。

平成17年8月から3年間の経過措置をとりましたが、その後、各自治体ではみずからのお金、要は自主検査として今もなお全頭検査が続けられているところです。

そこで、平成25年4月に、先ほど前田調整官からお話があった答申を踏まえた厚生労働省の対策見直しとして、21か月齢以上から30か月齢超に検査対象を引き上げるリスク管理措置の見直しを行った訳ですが、これは後々またお話ししますが、この段階では国庫補助については継続することとして、次にさらに月齢を引き上げた場合、つまり今回の48か月齢に引き上げる際に見直しますことを自治体の皆さんにはお伝えして、その時には全国一斉に全頭検査を見直すように調整をしていければと、厚生労働省としての考えをお伝えし

ていたところでは。

(スライド6)

BSEの検査頭数ですが、平成13年の対策開始から平成24年度末までで約1,400万頭のBSE検査が行われてきました。このうちBSEが確認されたものは、と畜場内、あとは死亡牛検査などで合計すると36頭です。36頭のうち21頭がと畜場の検査において発見された。なお、平成20年度に発見されたのが最後ですから、ここから4年間は見つかっていないというのが現状です。

なお、国庫補助のお話をしますと、平成13年から厚生労働省で行っているBSEキットの国庫補助の総額は約200億円です。その200億円というのが、当初はかなり高額な負担だったのです。というのも、BSEの検査キットが全て海外産のもので、当時は単価が高かったというのが現実でした。近年は国内メーカーがつくった検査キットを使うことによって単価はかなり下がってきていますが、それでもなお、今、厚生労働省のほうで支出している国庫補助は約4億円程度になります。

再評価の実施の経緯ですが、道の資料にもありまして、世界のBSE発生件数の推移というのがありまして、1992年がBSEの症例報告の最大の年で、約3万7,000頭ありました。これが、世界でだんだん主に飼料規制をやることによって発生件数が大きく下がっていった、2012年には世界で21頭。BSEの当初の発生国と言われているイギリスでも、1992年には3万7,000頭余りだったのが2012年には3頭で、これはやはり飼料規制が十分に効いていることが解る結果かと思えます。

(スライド7、8)

BSE対策の再評価についてですが、説明しましたとおり国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少して、リスクが低減していることがわかります。世界では、1992年の3万7,000頭から2012年には21頭まで下がりました。国内では、平成15年、2003年以降に出生した牛からはBSE陽性牛は確認されておりません。

(スライド9)

このようなことを踏まえまして、平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととしまして、平成23年12月に食品安全委員会に諮問しました。言ってみれば、リスクの低下に応じて管理措置はどうあるべきかというのを食品安全委員会に評価依頼をしたこととなります。

(スライド10)

食品安全委員会への諮問の内容ですが、まず国内措置と国境措置があって、先ほどご説明があったのはアメリカ、カナダ、フランス、オランダまででしたが、その後、平成25年の4月にアイルランド、ポーランドについて新たに食品安全委員会に諮問していますので、輸入措置としてはこれらの国々の評価を依頼したこととなります。

(スライド11)

食品安全委員会からの1次答申が平成24年10月に出されましたが、これは、まず国内措置のBSE検査対象月齢とSRMの範囲について。また、米国、カナダ、フランス、オランダの国境措置について輸入の月齢制限とSRMの範囲について答申をもらったところです。これについては、先ほど見ていただいたとおり、リスクの差はあったとしても非常に

小さく、人への健康影響は無視できるという評価をもらっているところです。

この評価をもらいまして、まず厚生労働省が行ったこととしましては、国内対策の検査対象月齢を30か月齢に引き上げたのが今年の4月です。また国境措置については、2月1日で、アメリカ、カナダについては20か月齢以下だったものを30か月齢以下に引き上げ、フランス、オランダについては輸入禁止措置をとっていましたが、これをフランスについては30か月齢以下、オランダについては12か月齢以下で輸入条件を結んだところです。

(スライド12)

食品安全委員会からの2次答申ですが、これは先ほどの前田調整官の説明にあったとおりなので省略します。

(スライド13)

○ I Eの「無視できるリスク」の国の主な条件です。

過去11年以内に自国内で生まれた牛でB S Eの発生がないこと。これは、日本のB S E感染牛のうち最後に生まれたのは平成14年1月13日生まれなので、平成25年1月14日に11年が経過しました。

また、有効な飼料規制が8年以上実施されていることというのがあります。これは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく飼料規制の開始が平成13年10月ですから、平成21年10月には8年が経過しています。

このような条件を踏まえて、平成25年5月下旬のO I E総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込みとなっています。

(スライド14、15)

食品健康影響評価を踏まえた対応の案です。

これまで行われてきたのはB S E検査対象月齢が20か月齢超でしたが、これを4月には30か月齢に引き上げました。それを、平成25年5月の2次答申を踏まえて48か月齢超に引き上げることを考えています。

S R Mの除去の対象については、1次答申を踏まえて4月1日施行として30か月齢超の頭部、脊髄、脊柱、全月齢の回腸遠位部、扁桃で範囲を変えています。S R Mの除去の対象については今回は変更の対象ではありません。これは食品安全委員会には諮問していないので、あくまでB S E検査対象月齢の変更についての諮問でその答申をいただいているので、その改正について検討しているところです。

(スライド16)

全頭検査の見直しについてですが、国産牛肉が科学的な見地から安全との判断が食品安全委員会の評価で出されているにもかかわらず公費により全頭検査を継続することは、検査をしていない牛肉は危険であるというような誤ったメッセージにつながるおそれがあります。一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなってしまう混乱を招くおそれがあります。

こうした混乱を防ぐために、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには全自治体で全頭検査を見直すことで厚生労働省は調整をしていたところです。

また、全頭検査の見直しを検討している自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整してほしいとの要望がありましたので、平成25年4月19日に、B S

E全頭検査一斉見直しを依頼する通知を農林水産省と連携しまして地方自治体の長、北海道であれば知事宛てに発出しました。

このような取り組みをしていますけれども、もちろんそれだけではなくて、国として対策の見直しについて取り組んでいるものとしては、このような各自治体が行っている生産者の方や一般の方への説明会について講師依頼などがあった場合には、全て要請を受けて派遣をしているところですが、きのうの時点で約25自治体だと思うのですが、そういった自治体に対して講師を派遣して各県または道の説明会にご協力をしているところです。国の人間が行って説明を一方的にするだけでは納得がいかないという方もいらっしゃると思いますので、やはり基本的には各自治体が自らの言葉で説明していただくことが一番いいかと思うのですが、そういった中でも不安を取り除く中で難しい面があるというところとか、全国一斉の調整をとという話もありますので、そういったところで私たちは協力をして全頭検査見直しについて取り組んでいるところです。

(スライド17)

平成23年度の月齢別と畜頭数を表にしますと、1次答申を踏まえると30か月齢になるのでこの赤い縦の線になるのですが、青い点線で描いている和牛はちょうどと畜場に出す月齢の平均値とかぶってしまうので、これでは検査をするものとしなないものが真っ二つに分かれてしまうというのありました。で、今回の2次答申は48か月齢ですので、これは和牛の出荷月齢を超えたものになる。値的には30か月齢超が38.5%、30か月齢以下が61.5%で約4対6ですが、これが検査の要るものと要らないものに分かれてしまう。これが、今回48か月齢に引き上がることによって約8対2に分かれると。つまり、80%強のものが検査をしないで済む。17%のものを検査するように変わる訳です。

(スライド18)

各国のBSE検査の状況ですが、日本は4月1日に30か月齢が変わって、今回、7月1日に48か月齢に変える予定ですが、世界では本来、健康と畜牛の食肉検査時には必要とされていないのです。実施しているのは日本とEU。EUについては、もともと72か月齢超が健康牛と畜のBSE検査月齢だったのですが、(注3)を見ていただくと解るとおり、欧州委員会は加盟国の判断によって健康牛のBSE検査を廃止することが可能と判断いたしまして、もう実際にやめている国もあれば、今年いっぱい続けるという国も中にはありますが、あくまで加盟国の判断によって健康牛のBSE検査は止める方向で進んでいます。ですので、日本は48か月齢超で検査対象月齢が引き上がってはいますけれども、世界的にはどういう対応をとっているか解るかと思えますし、国際基準であるOIE基準では、(注4)に書いているとおりBSEスクリーニング検査の実施は求めていないのです。ですから、日本はOIE、国際基準よりも厳しい措置を今実施していることです。

(スライド19)

これはあくまで復習ですが、SRMの除去については各国でこういう対応がされていると。日本の改正後のSRMの範囲ですが、これはOIE基準、国際基準とほぼ同じような対応が取られていることが解るかと思えます。

(スライド20、21)

次にスケジュールですが、今、厚生労働省のほうではパブリックコメントを行っています。これは、国産牛のBSE検査対象月齢を30か月齢超から48か月齢超に引き上げること

についてのパブリックコメントです。

また、5月21日と24日には国主催のリスクコミュニケーションを東京と神戸で開催することとしています。で、5月下旬にはOIE総会におきまして日本は「無視できるリスク」の国に承認される見込みですし、今後の予定として、こちらで今対応しているところですが、6月上旬にはまず検査対象月齢を48か月齢超に引き上げるることについて関係省令の改正をして、また、国庫補助を行う補助金交付要綱というのがあるのですが、この改正をこのときに行います。

そして7月1日には、改正した省令の施行、補助金交付金要綱の施行を考えているとおろです。

以降は参考資料なので、質疑などで必要があれば参考資料以降のページを使ってご説明したいと思います。

以上になります。

○司会(農政部畜産振興課):

ただいまの説明に関しまして、ご質問等ありましたら挙手をよろしくお願ひします。

先ほどからお願いしていますが、資料の何ページのこことか、どんなことでも結構ですので、せっかくの機会ですのでご質問等いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○質問者C:

先ほど来わかりやすい説明、ありがとうございます。日ごろより僕らの作っている肉用牛が皆さんのチェックのもとしっかり出荷されているのだと、改めて認識をして理解できたところです。その中で幾つか資料も含めましてご質問させていただきます。

まず1点。二つ目のご説明にありました食品安全委員会の資料の中ですが、国産の牛のBSE発生、陰性牛と、あとフランス、EUのデータも引き合いに出されていましたが、やっぱり同じような月齢で発生することは理解できたのですが、フランス、EUと、あと僕らの地元という国産で飼われている牛が同じような飼われ方をされているデータの収集なのか。といいますのは、フランスもヨーロッパ諸国も同じようなものを食べさせて同じような飼い方をしているのか、ちょっと疑問に思ったものですから。そういう状況の違いによって蓄積の仕方も変わってくるのじゃないかとちょっと疑問に思いましたので、そういうデータも収集されていたのかどうかお聞きしたいと思います。

○司会(農政部畜産振興課):

今のご質問は食品安全委員会の資料ですので、では3演題を通してご質問等お受けしたいと思います。

温井係長、ありがとうございました。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

ただいまのご質問です。日本におけると畜した牛の内容については、9枚目のスライドに、先ほど月齢のほうだけで説明しましたが、乳用種、交雑種、肉用種と累計の内訳をつけているところです。そこで、フランスとかEUと同じ飼い方をされているかどうかで、そちらについては去年の10月の評価のときに、EUでいつから飼料規制を完全に行ったかについてのデータはいただいていますので、その時期と、飼料規制が開始されてから、たしかフランスでは3頭、オランダでは1頭のBSE牛が発生しているという、いわゆる飼料規制後に生まれた牛の頭数についてデータは把握しているところです。

日本は2001年10月に飼料規制を行って、2002年1月生まれの牛に発生したことで、飼料規制後の出生牛は1頭、フランスは3頭、オランダが1頭というふうなデータをいただいています。それ以上、例えばどういった飼料を食べているのかについては詳しいことは調べておりませんが、少なくとも肉骨粉が入った飼料を食べていたかどうか、そしてそれはいつの時期から規制されていたか、そういったデータについては把握をしているところです。

あと、日本においては36頭のBSEが発生していますが、フランスとかオランダではもっと多くのBSEが発生していることで、EUとフランスのデータを用いて先ほどの96.9%や11年というのを出しましたのは、統計的に検討するときには母数として十分な数があるかどうか。十分な母数があるって、何年検証すれば検証率が95%を超えるか、そういったことからフランスやEUの発生頭数が多いところのものをデータとして使ったことと、あと、飼料規制後に発症している牛の数はほとんどの国も3頭未満で、無視できるレベルの数字ではないかということからフランスやEUのデータを用いてその検証期間を、95%以上が検証できるのは11年という数字に至ったところです。

というところで、ある程度の状況は把握していることです。

○質問者C:

今、国内産は36頭で、ここしばらくは出ていないということですが、では、その36頭の国内から出てしまったBSEに関して、どういう経過で飼われていたかとか、その36頭は肉骨粉を食べさせていたのかとか、そういうデータは押さえているのでしょうか。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

こちらは、出生年月とと畜した時、そういったことから先ほどの15ページのスライドのデータを使ったところですが、基本的にはBSEが発生したときには、検査を行いますので、ある程度の飼料の調査などは行われているというところではあります。

で、実際には2001年の10月に法的に肉骨粉の使用が禁止されたことで、その後、1例を除いて発生していないことを考えますと、この飼料規制が極めて有効に機能しているのではないかということを経験の評価で用いたことです。

○質問者C:

若干ずれているような気がしますけれども……

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

ちょっとよろしいですか。

○質問者C:

はい。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

ご質問の趣旨は恐らく、何を食べていたのか、国内で肉骨粉を食べたのかどうかわかっているのかというご質問かなと私は捉えたのですが、私の資料の24ページに、提言の右のほうの参考資料の中で農林水産省が取りまとめた成績があります。平成19年12月に農林水産省は「BSEの感染源および感染経路に関する疫学研究報告書」というのを出しています。この中で、北米や国内の牛については、どこで飼われて何が食べられたのかというのは調べられています、この中で、先ほどコホートというのがありましたが、平成7、8年生まれの分については恐らくは同一の工場で作られた代用乳が原因ではないかと言われ

ています。代用乳については、中を調べてみますと、肉骨粉が入っているというのではなくて、動物性のレンダリング油脂が輸入されたものがある、この可能性が高いと。この当時のレンダリング油脂にはかなり粒子の大きいたん白質が含まれていたのがわかっていまして、レンダリング油脂中の動物性たん白質が入って、それが原因だったのではないかと行っているのですが、これは恐らくオランダ産だったのですが、オランダではそういう危険なものは輸出していないことで問題は止まってしまった経過があります。

あと、平成11、13年の分については、はっきりはしませんが、平成7、8年のころに感染した牛がレンダリングのサイクルで入ってきて、肉骨粉となって何らかの形で飼料が混入した交差汚染の可能性は否定できないと。要するに豚、鶏用に実際使われていましたから、それと同じラインで牛用の配合飼料が配合されていたというのがわかっています、そこで交差したのではないかとというような考察がされています。

ここではそういったことが言われています、国内については、飼料規制後ですが平成14年1月に生まれています最終感染のものについては、残っている飼料を使ったのか、もしくは交差汚染の可能性は否定できないというところで一応説明にはなっています。

EUについてはそういったデータについては解らないのですが、同じように飼料規制後にわずかに感染があるものについては、今言ったような交差汚染あるいは残っているものが使われた可能性は否定できないと記載されています。

よろしいですか。

○質問者C:

はい。先ほど消費者協会の方からもゼロリスクではないだろうという話もありましたけれども、今のお答えの中にもそうだろうというようなニュアンスのこともあったと思います。ですので、BSEに限らず今後も何かしらの障害が起きると思うのです。そういったときに、僕らが生産する農畜産物が、ここで作っているものは安心だぞという部分を国の機関に明言していただけるようなシステムというか体制づくりをしていただければなど。

今回のBSEのことも、今までも出ていないこともあって48か月齢以上に緩和することは致し方ないのかなと感じています。ただ、いたずらにということか、ただオープンにするのではなくて、そういう裏付けがあって48か月齢に上げることにしてほしいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○司会(農政部畜産振興課):

ほかにどなたかご質問、ご意見等ありますでしょうか。

改めまして、最後の演題だけではなく3演題を通してご意見、ご質問等お受けしたいと思います。せっかくの機会ですので何でもいいのでいただければと思いますので、よろしくお願いします。ないですか。

北海道におけるBSE対策の見直しという部分でのこれまでの経緯あるいは国の取り組み内容については、北海道としましては今後も丁寧に皆様に説明させていただきたいと思いますが、このように国から担当の講師を招いての会というのは非常に場面としては少ないと思います。

改めまして、最後になりますが、皆様から何か質問等はありませんか。

○質問者A:

参考資料の輸入措置の見直しというところ、前田評価調整官にお聞きしたいのですが、

細かいことで申し訳ないですが、2月1日からの措置の中で、アメリカ、カナダ、フランスからの回腸遠位部と書いてありますけれど、これはEU等とのFTAとかそういう関連の輸入で内臓とかというところに入る全体がオーケーになったというふうに理解してよろしいのでしょうか。部分的にでなくて。今まで内臓は余りEUからの輸入はなかったように僕らは理解しているのですが、内臓と言われる輸入規制の中が全部オープンになったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○温井乳肉安全係長(厚生労働省監視安全課):

まず、もともと日本はEUに限らずBSE発生国は全て輸入禁止措置をとっていますので、今回フランス、オランダを見直して、2月1日に輸入条件を結んで、これ以降、牛肉と内臓についてはフランス、オランダから輸入できるようになったのですが、あくまでも日本のSRMですから、それは取り除いてくださいと。輸入条件として日本に出せる部位というのは決まっているのですが、内臓であれば、もちろん回腸遠位部と頭部の扁桃は取り除かなければならないので、日本にはこれを取り除いた上で輸出してくださいと。

ですから、BSEが発生する前は恐らくですけど内臓の輸入はできたと思います。ただ、メインは肉だと思うのですが、もちろん日本にはSRMは入れないように輸入条件は結んでいますので、そこは安心していただければと思います。

○質問者A:

ありがとうございます。

○司会(農政部畜産振興課):

ほかにご質問等はありませんでしょうか。

それでは、予定の時間となりました。本日は、平日の午後、このように大勢の方に説明会にご参集いただきまして、お礼を申し上げます。

(3)閉 会

○司会(農政部畜産振興課):

これもちまして、北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する説明会を閉会させていただきます。

本日は長時間にわたり皆さん、ご質問等ありがとうございました。お帰りの際は気をつけてお帰りいただきたいとします。

では、どうもありがとうございました。終わります。